

令和5年度「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」認定の申請受付を開始しました

岐阜県では、従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組む県内の企業・団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録し、その中から優良な取組みや他社の模範となる独自の取組みを行う企業・団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として認定しています。

このたび、令和5年度のエクセレント企業の認定について、下記のとおり申請の受付を開始しましたので、お知らせします。

また、エクセレント企業の認定を希望する企業を対象に、オンラインでの説明会を開催しますので、あわせてお知らせします。

1 募集期間 令和5年5月8日（月）～7月7日（金）

2 対象

「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」に登録し、かつ、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の規定に基づく一般事業主行動計画を策定している企業・団体（※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定は従業員101人以上の企業・団体に限る。）

【参 考】「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」について

- ・ 仕事と家庭の両立支援などに取り組む「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の中から、他社の模範となる優良な取組みを行う企業・団体をエクセレント企業として認定。
- ・ 仕事と家庭の両立、女性の活躍推進について一定以上の取組みが実施されていることが要件。

○主な審査ポイント

- ・ 年次有給休暇取得率、所定外労働縮減の取組み
- ・ 子ども参観日、ワーク・ライフ・バランスに関する職場研修の実施
- ・ 育児休業・介護休業取得状況
- ・ 継続就労支援（再雇用、職場復帰時の配慮）

- ・ 認定により、企業イメージの向上や人材確保・定着につながるほか、岐阜県中小企業資金融資制度での優遇などのメリットあり。
- ・ 令和5年3月31日時点で、182社を認定。

3 認定までのスケジュール（予定）

令和5年5月8日（月）	申請受付開始
令和5年7月7日（金）	申請受付締切
令和5年7月～11月頃	訪問調査、専門家によるアドバイス等を実施
令和5年12月頃	エクセレント企業認定審査会での審査
令和6年1月頃	認定企業・団体の決定
令和6年2月頃	認定式の開催

4 申請書類

- ① 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定申請書(別紙1)
- ② 関係法令の遵守状況について(別紙2)
- ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画及び策定・変更届の写し
- ④ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画及び策定・変更届の写し(※従業員数100人以下の企業・団体については、計画を策定している企業・団体に限る。)
- ⑤ ①の記載内容を証明する添付資料
 - ・上記申請書類を期日(7月7日)までに県男女共同参画・女性の活躍推進課(県庁14階)まで電子メール、郵送又は持参してください。(郵送の場合は、「7月7日必着」)
 - ・認定申請に必要な様式等は、県のホームページから入手できます。
URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8666.html>
 - ・エクセレント企業の取組みも同ページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

5 エクセレント企業認定申請説明会の開催について

- (1) 日 程 令和5年5月24日(水) 10:30~12:00
- (2) 開催方法 ZOOMによるオンラインミーティング方式
※ZOOMによる参加が困難な場合は、電話等による個別相談も可能ですので、担当までご連絡ください。
- (3) 定 員 60名
- (4) 説明会の内容(予定)
 - ・エクセレント企業認定制度、認定スケジュール等について
 - ・次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定方法について
- (5) 参加申込
参加を希望される場合は、「企業名」「参加希望者の役職、氏名」「電話番号」「メールアドレス」を本文にご記入のうえ、男女共同参画・女性の活躍推進課宛て、電子メールにてお申込みください。
申込期限: 令和5年5月17日(水)
メールアドレス: c11234@pref.gifu.lg.jp
※説明会以外でも随時申請に関する相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ】

岐阜県 男女共同参画・女性の活躍推進課 企画係

メールアドレス: c11234@pref.gifu.lg.jp

電話: 058-272-1111 (内線3515)

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進 エクセレント企業 認定企業募集

岐阜県では、誰もが働きやすく、魅力的な職場環境づくりを進めるため、従業員の「仕事と家庭の両立支援」や「女性の活躍推進」などの取組みが、特に優れている企業を、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として認定しています。



〈 認定のメリット 〉

ワーク・ライフ・バランス(WLB)の取組みを進めることにより、企業のイメージアップ、優秀な人材の確保・定着、従業員の意識向上、業務の効率化につながるほか、岐阜県では、次のメリットを用意しています。

イメージアップ に活用

認定証の授与に加え、のぼり旗、シンボルマークを提供します。

求人に活用

県内ハローワーク、岐阜県中小企業総合人材確保センター、岐阜県保育士・保育所支援センターの求人票に「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」と表示できます。
※求人の際、求人票に記載する必要があります。

融資・金利優遇

岐阜県中小企業資金融資制度「SDGs推進資金」を利用できます。提携金融機関から企業対象の資金融資や、従業員が利用する各種ローンで金利優遇措置が受けられます。

県の物品等調達 における優遇

※必ずしも発注があるとは限りません。

県やマスコミによるPR

取組事例集、新聞、岐阜県庁ホームページ、「ぎふジョ！」女性の活躍を応援するポータルサイト、YouTube(動画)などで紹介されます。

学習会・相談会 への参加

「エクセレント企業学習会」
「エクセレント企業個別相談会」
に参加できます。

注:メリットの内容は変更する場合があります。

〈 募集期間 〉

令和5年5月8日(月)～7月7日(金)

〈 制度の概要 〉

対象

・岐阜県内に本社又は事業所を有する企業・団体

認定基準

- ・「必要項目」を全て満たしていること
- ・ワーク・ライフ・バランス推進に向けた「評価項目」を一定水準以上取り組んでいること
- ・ワーク・ライフ・バランス推進に関して、他社の模範となるオリジナルの取組みを行っていること





岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進 エクセレント企業認定制度



〈 認定審査のポイント 〉

必要項目

- ・岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業に登録していること
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・労働局への届出・公表
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・労働局への届出・公表（※従業員101人以上の企業・団体に限る）
- ・従業員1人あたりの月平均所定外労働時間が45時間未満であること
- ・全ての労働者、正規雇用労働者及び非正規労働者の区分ごとに男女の賃金の差異の状況を把握していること

評価項目

1

職場環境

- ・WLBに関する取組目標の設定・周知、職場研修
- ・他の従業員による円滑な業務代行が可能な業務管理体制
- ・従業員のニーズ把握
- ・子ども参観日・家族親睦行事の開催
- ・インターンシップ受入れ

2

労務管理

- ・年休取得状況、年休取得促進に向けた取組み
- ・多様な休暇制度（例：リフレッシュ休暇、結婚休暇、ボランティア休暇）
- ・所定外労働状況、所定外労働時間削減に向けた取組み

3

育児・介護支援

- ・育児休業の取得状況
- ・介護休暇・介護休業の取得状況
- ・多様な働き方（例：短時間勤務、所定外労働の制限、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、在宅勤務）
- ・育児・介護休業からの復帰支援
- ・再雇用制度
- ・事業所内保育の取組状況

4

女性の活躍推進

- ・女性管理職の登用
- ・女性の活躍推進に向けた体制



〈 認定までの流れ 〉

5～7月上旬

当該年度の募集要項をホームページ上で公表・募集開始

7月上旬

募集締切

7～10月

訪問調査（1～2回）、専門家によるアドバイス、取組みの追加・改善

11月上旬

取組の最終報告

12月

審査・決定

2月

認定式

注：おおよその目安です。

〈 よくある質問 〉

Q どのような審査で決まるのですか？

A 必要項目を全て満たしていることに加えて、評価項目に基づく取組状況とオリジナルの取組みを合わせて評価します。

Q オリジナルな取組みとは何ですか？

A ワーク・ライフ・バランス推進に向けた一律の評価項目では評価できない部分で、企業独自の優れた取組み、他の模範となる取組みのことです。

Q 評価項目に基づく取組状況は、満点を取らなければいけませんか？

A そのようなことはありません。申請時点で概ね5割、審査までに概ね7割以上、取り組まれていることが目安です。

Q 本社が他県にあり、岐阜県内には支店や営業所のみの会社でも認定を受けられますか？

A 認定は事業所単位でなく法人単位で行いますが、岐阜県内に本社がない場合であっても、岐阜県内に所在する支店や営業所をまとめて1社として認定を受けることができます。全社的な制度に加え、支店や営業所のオリジナルな取組みを評価します。

〈 エクセレント企業の声 〉

エクセレント企業であることを公に発信した結果、社員の自覚が高まり、仕事に意欲的な社員が増えた（金融業）

子育て支援に注力している企業としてPRすることができ、女性社員の確保につながっている（製造業）

会社案内の時に、働きやすい職場であることをアピールできる（医療・福祉）

新聞掲載やTV番組の反響から、会社の知名度が上がったと感じる（建設業）

問い合わせ先

岐阜県健康福祉部 子ども・女性局 男女共同参画・女性の活躍推進課 企画係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（県庁14階）

電話：058-272-8237（直通）

FAX：058-278-2611

E-mail：c11234@pref.gifu.lg.jp

岐阜県エクセレント企業

検索

